

質問に対する回答
(放課後児童クラブ設置運営事業者の募集)

番号	質問	回答
1	<p>【募集要領_3 設置場所の基準】</p> <p>・募集要項 P1 3 設置場所の基準 (1)</p> <p>設置場所の基準として「当該小学校区に設置し」とございますが、現在検討している物件が、対象と考えている小学校に近いが、学校区外にある状況となります。</p> <p>この場合、あくまでも基準として設定されている学校区内であることを遵守しなければならないのか？ 状況に応じて検討の余地があるのか？</p> <p>のご教示を頂きたく存じます。</p>	<p>・原則、当該小学校区に設置している必要があります。</p> <p>・但し、指定校以外の学校に就学ができる地域（特定地域）において、募集小学校が許可校であれば、検討する場合がございます。特定地域については、本市ホームページの「子育て・教育/教育/小・中学校への入学・通学/さいたま市立小・中学校通学区域一覧」のページにある「小学校特定地域一覧」を参照してください。</p>
2	<p>【募集要領_4 本公募に係る児童クラブの概要及び基準】</p> <p>・学童施設は小さい建物2棟や、マンション2部屋などを合わせて1つという申請は可能でしょうか？</p>	<p>・原則、御質問のような申請は想定しておりません。</p> <p>・類似の事例として、同じ建物の1、2階で運営しているクラブや、マンションの2部屋の間の壁を撤去し運営しているクラブはございます。</p>
3	<p>【募集要領_5 運営委託金及び施設整備に係る補助金】</p> <p>・ひとり親、兄弟、非課税世帯、生活保護世帯に利用料を減額した場合、利用料の補填はありますか？</p>	<p>・運営事業者が独自に実施する減額制度に対して、市から運営事業者への補填はございません。</p> <p>（利用料金に対する市が実施する助成制度として、「民設放課後児童クラブ保護者助成金」があり、運営事業者にも事務手続きが生じます。）</p>

番号	質問	回答
4	<p>【募集要領_5 運営委託金及び施設整備に係る補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準の運営基準（1）開所日数加算について、小学校授業日の平日においても1日8時間以上の開所が補助対象となるのでしょうか？小学校長期休業日との区別はないという認識でしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例規定の時間（小学校の授業日：放課後から午後7時まで、小学校の休業日：午前8時から午後7時まで）以上を開所する分について、開所日数加算の対象となります。
5	<p>【募集要領_6 事業者資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在民間での7年実績になるため、放課後健全事業での実績はございません。その場合の応募資格はるのでしょうか。 ・応募資格があるとして、事業者募集に合わせて放課後健全事業申請でもよろしいのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募時点で、募集要領8ページ「6 事業者資格」を満たしている必要があります。社会福祉法第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業（地方公共団体が指定する認可外保育所を経営する事業を含む）の実績を有しない場合は、事業者資格はございません。
6	<p>【募集要領_8 応募方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「応募書類 力」の放課後児童支援員「等」とあるが、どの範囲までの従事者の履歴書が必要か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業実施計画概要に記載した支援員について御提出ください。採用が決定していない場合は提出予定を報告してください。
7	<p>【クラブ名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ名は事業者が決めて良いのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者で決めていただいております。
8	<p>【待機児童数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区指扇小学校区で把握している待機児童数を学年別にご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では公設放課後児童クラブの待機児童数を公表しております。 ・指扇小学校区における令和8年度の想定利用児童数は、令和7年4月1日時点の受入定員と比較し、およそ30人分不足する見込みです。

番号	質問	回答
9	<p>【加配対象児童】</p> <p>・対象小学校区内に現在開所している放課後児童クラブに在籍している障がい児の人数をご教示ください。小学校区ごとに平均児童数で構いません。</p>	<p>・令和7年4月1日時点の民設放課後児童クラブの加配児童数は以下のとおりです。</p> <p>指扇小学校区 : 4クラブ、計2人</p> <p>与野西北小学校区 : 1クラブ、計0人</p> <p>西浦和小学校区 : 3クラブ、計2人</p> <p>浦和別所小学校区 : 1クラブ、計2人</p>
10	<p>【保護者会】</p> <p>・各児童クラブの保護者会の数と、懇談会等の開催頻度をご教示ください。</p>	<p>・令和7年4月1日時点の保護者会が運営しているクラブ数は137クラブです。懇談会等の開催頻度は把握しておりません。</p>